

国連グローバル・コンパクトの意義および課題

梅 田 徹

目 次

1. はじめに
2. グローバル・コンパクトの成り立ち
3. グローバル・コンパクトを支えるもの
4. グローバル・コンパクトの課題
5. おわりに

1. はじめに

1999年1月、コフィ・アナン国連事務総長が世界経済フォーラムにおいて財界指導者らに提唱した「グローバル・コンパクト」は、国連諸機関や市民社会と企業との間の新たなパートナーシップを構築することによってグローバリゼーションの弊害を除去（あるいは少なくとも軽減）しようとする新しい包括的な取り組みである。国連諸機関が達成しようと努力してきた地球的課題の解決に企業の資源を活用しようとする壮大な計画であると言ってもよいであろう。

筆者はこのように捉えているが、ほかの捉え方があるのかもしれない。というのは、それは、ネットワークに依拠した取り組みであり、組織としての体をなしていないがために、なかなかその全体像を捉えることは容易ではないばかりか、それに関わるさまざまな側面のうちのどこを強調するかによって評価が異なる可能性があるからである。どのような側面があって、それをどのように評価できるか。本稿が狙いとしていることの一端はそこにある。

2000年7月に正式に発足した当初、世界的に著名なグローバル企業50社が事務総長のこの「イニシアティブ」への支持を表明した。その後、2002年末まで約600の企業が参加を表明したほか、800を越す団体がこれに関わってきている。日本企業では、2001年1月、キッコーマン株式会社がはじめて参加したのを皮切りに、2003年1月までに9社が参加を表明した。

おそらく、グローバルな事業展開をしている日本企業であれば、「グローバル・コンパクト」というものについて聞いたことがあるに違いない。なかには、参加の是非についての検討が社内で行われたところもあるであろう。しかし、その全体像がつかめず、参加のメリットがはっきりと認識できないために参加することを躊躇しているところも、おそらくあるのではないのだろう

か。

筆者は、2002年に、国連グローバル・コンパクト事務所が企画した「グローバル・コンパクト・ラーニング・フォーラム・ビジネス・ケース・スタディ」調査に日本チームの責任者として参加した。参加を表明した日本企業のうちの2社（キッコーマン、リコー）についてインタビュー調査を行い、報告書をまとめ、「事務所」に提出した。このうちキッコーマンのケースは、グローバル・コンパクトのウェブサイト上で公開されているほか、2002年12月にドイツのベルリンで開催されたラーニング・フォーラムの年次大会で、キッコーマンの関係者とともに、環境への取り組みの事例として発表した。

この年次大会には、企業関係者、非政府組織関係者のほか、学術機関に所属する研究者など、さまざまな立場の人が世界中から集まった。もちろん、グローバル・コンパクト事務所のスタッフも参加した。こうした人々との意見交換は、筆者のグローバル・コンパクトの捉え方にインパクトを与えた。それまではどちらかというと、グローバル・コンパクトに関する情報は国連サイドから提供されるものに限られており、その結果、そうした情報だけをベースにグローバル・コンパクトというものを理解せざるをえなかった。しかし、裏方の苦労や具体的な作業過程の一部を垣間見ることができたことで、一歩つっこんだ見方ができるようになり、それまで皮相的な見方しかできていなかったことを反省させられた。いまでは、そのことが、年次大会に参加した最大の成果だったと考えている。

本稿では、そうした経験を基礎として、グローバル・コンパクトが出てきた歴史的背景、それが目指そうとしているもの、それについての若干の評価、そして、解決しなければならない課題について検討してみたい。

2. グローバル・コンパクトの成り立ち

ダボス会議

アナン事務総長がこの提案を行ったのは、1999年1月にスイスのダボスで開かれた世界経済フォーラムであった。事務総長がこの会議に招かれたのは、このときが最初ではなかった。その2年前に開かれた会合で財界指導者らを前にして話をしていたのである。そのときの話のなかで、企業のノウハウやリソースがなければ、国連の目的の多くは達成されないままになると述べるなど、すでに国連と財界との協力関係に言及していた。その布石の上に、事務総長は、財界指導者らを前に、さらに具体的な提案を行ったのである。その提案が、その後、「グローバル・コンパクト」として公式化されるにいたった、9つの原則を中核にした「イニシアティブ」である。

アナン事務総長は、9原則に含まれる要素を口にしたが、9原則の形で提示したわけではない。また、事務総長は、「共有された価値と原則のひとつのグローバルな契約」(a global compact of shared values and principles)という表現を使っているが、定冠詞のついた「グローバル・コンパクト」という言葉を使ったわけでもない。

事務総長によれば、「共有された価値と原則のひとつのグローバルな契約」は、グローバルな

市場に「人間の顔」を与えるものだという。事務総長は、その後も「グローバリゼーションに人間の顔を付与する」という表現をよく使っているが、それはどのような意味なのか。

ダボス会議における彼の演説のなかからそれに関連する部分を抜き出してみたい。彼は次のように述べた。……グローバリゼーションはすでに世界の現実になっている。しかし、われわれはグローバリゼーションの脆さを十分理解していない。市場の拡大は、それに対応する社会や政治システムの能力をはるかに超えて進んでいる。先進工業諸国は、世界恐慌の苦い経験に基づく教訓から、経済の不安定を制限し市場における敗者らに補償を与えるなど、社会の調和と政治的安定を回復するために社会的な安全網をはじめとする措置を採用してきた。こうしたコンセンサスがあって、その基礎の上に自由化が進み、長期にわたる戦後経済の拡大が可能になった。われわれが今日試みようとしていることは、グローバルな規模で同じようなコンセンサスを打ち立てることだ。この試みがうまくいけば、世界的な繁栄の時代の基礎を築くことができる。国内の市場は、共有された価値によってひとつにまとまっている。それゆえ、経済の不安定なときには最低限の基準が保持されていて貧者が救済される体制がある。しかし、グローバルな市場にはそうしたものが無い。そうしたものが出来るまでグローバル経済の脆く、壊れやすい性質は変わらない。とりわけ、保護主義、人民主義、民族主義、テロリズムなどの「イズム」からの攻撃には弱い。「イズム」は、グローバル市場によって脅かされていると感じたり犠牲になったりした人々の不安や窮状につける。したがって、いまわれわれがしなければならないのは、こうしたグローバル市場の脆弱さを補うために、共有された価値のネットワークの中にこのグローバル市場を組み込ませる道を見つけ出すことだ。「私」が提唱したのは、その具体的方法である。われわれは選択を迫られている。短期的な利益の計算によってのみ導かれるグローバルな市場か、それとも、人間の顔をしたグローバルな市場か、敗者の運命を無視する利己的な、規制のない世界か、強く成功した者がその責任を受け入れて、グローバルな展望の下でリーダーシップを発揮するような世界か。「あなた方」財界の指導者には正しい選択をしてほしい。

おおよそ、上のような趣旨の話をするなかで、具体的には、事務総長は財界指導者らに向かって、人権、労働基準、および環境の分野における一組の中核的な価値を取り込み、支持し、実行することを呼びかけたのである。

なぜ3つの分野なのか

では、なぜ、この3つの分野なのか。ダボスで事務総長は次のように説明している。第一は、いずれも企業家にとって本当の違いを作り出すことができる分野であるということ。第二は、いずれの分野も、世界人権宣言、国際労働機関の基本原則宣言、環境に関するリオ宣言によってすでに普遍的な価値が規定された分野であるということ。第三に、いずれも、もしわれわれが適切な行動をとらなければ、開かれたグローバル市場、とりわけ、多数国間貿易体制が脅威にさらされる懸念される分野であるということである。

「違いを作り出す」ことができるのがこの3分野に限られるということはないであろう。また、

普遍的な価値が規定された分野もこれらに限られるわけではない。たとえば、平和といった価値も普遍的な価値であるはずである。あるいは貧困撲滅を掲げることもできたであろう。事務総長は、適切な行動をとらなければ「グローバル市場が脅威にさらされる」と述べているが、こうした表現も、どちらかという政治的なニュアンスを含むものであるように思われる。事務総長の演説が、財界の指導者らに対する一種のメッセージを含むものであったことを考えれば、彼が持ち出した理由付けが妥当であったかどうかは重要な問題ではない。しかし、なぜ3分野が選び出されたのかについてのその理由付けについては、どこかで検討し明確にしておく必要がある。

事務総長は明確には言及しなかったが、これらの3つの分野が選び出されたのは、おそらく90年代以降、グローバルは市場でビジネスを展開する多国籍企業が特にこれら3つの分野で様々な問題を起こし、そこに世界の関心が集まるようになってきていたことと無関係ではないであろう。

90年代半ばには市民社会が提起したナイジェリアにおけるシェル石油の事例は、企業と人権の問題の関連性を示す象徴的な事例になった。ナイジェリアのデルタ地帯で原油掘削を行っていたシェル石油は、環境破壊に抗議する地元住民の反対運動に直面したとき、住民運動が軍事政権に対する民主化要求と結びつき、軍事政権側がこれを弾圧する構図が出来上がったことに気づかなかった。実はこうした構図の中でシェル石油は、資産の安全性の確保のために軍事政権の治安部隊に依存せざるを得ない悪循環に陥っていたのである。軍事政権は95年、民主活動家ら9人を民主的な手続きなしに処刑したが、このことは軍事政権に対する非難を強めたばかりでなく、シェル石油が（たとえ間接的なものであったとしても）人権弾圧に加担したという批判を形成していったのである。

軍事政権の人権弾圧と多国籍企業との関連では、ほかにミャンマーで、米国のユニオナルをはじめとする多国籍企業が間接的に人権弾圧に関わっているとして市民社会から糾弾されたのも、90年代終盤のことである。1998年、ミャンマーの難民らは、ユニオナルが軍事政権の人権弾圧に関わったとして、「不法行為請求法」にもとづき米国内の裁判所に損害賠償請求訴訟を起こした。

労働基準の分野においても、多国籍企業の行動に批判が向けられた。自社ブランド製品をアジアの工場に委託生産させている米国のアパレル産業に対して労働搾取（sweatshop）の非難が向けられたのは、90年代前半のことである。なかでも、若者に人気のブランドになったナイキがインドネシアの工場で非常に不衛生な労働環境で、しかも低賃金で長時間労働させられているという状況があるNGOがマスコミを通じて流したことがきっかけとなって、米国社会におけるナイキ社に対する批判が一気に高まり、同社の製品のボイコット運動にまで発展した。

また、欧米ブランドのスポーツ用品がアジアの児童労働によって作られていることが知らされ、児童労働に対する批判が高まったのも90年代半ば頃であった。1998年に、児童労働、強制労働、職場における差別の禁止などを盛り込んだSA8000というマネジメントシステム規格が出されたのは、そうした事態をうけてのことだったのである。

つまり、事務総長は、人権、労働、環境という3分野に注目した理由をもっともらしく説明したが、実際のところは、これらの3つの分野が90年代半ば頃までに多国籍企業の行動の否定的イ

ンパクトを象徴する領域として認識されつつあったのであって、こうした認識を背景としてこれらの3つの分野に焦点が絞られたのではないのか。3つの分野が選び出された理由は、このように説明したほうがわかりやすいであろう。

正式な発足

アナン事務総長がダボス会議で財界指導者らに呼びかけてから6か月後の2000年7月26日、ニューヨークの国連本部で、「グローバル・コンパクトに関するハイレベル会合」が開かれた。この会議には、50以上の企業、財界団体の代表のほか、主な国際労働団体、環境団体、人権団体の代表らが出席した。国連文書はこの会議を「普遍的な価値と責任ある企業活動を支持する共同イニシアティブを発足させるための会合」と表現している。

この会議で参加者らは、さまざまな主体を包括するグローバル市場の構築のためにグローバル・コンパクトの枠組みのなかで協力していくことに合意した。また、地球全体の社会的ニーズを反省する価値と実践の幅広い共有を促進すること、すべての人がグローバル化の恩恵を得られるようにすることの重要性が指摘された。

また、この会議では、事務総長がダボスで財界指導者らを前に提唱した要素が9つの原則という形ではじめて提示された。いわゆる「グローバル・コンパクトの9原則」である。

- 原則1 国際的に宣言された人権の保護を支持し尊重する
- 原則2 企業自身が確実に人権弾圧に加担しないようにする
- 原則3 結社の自由および集団交渉の権利を実質的に承認する
- 原則4 あらゆる形態の強制労働を撤廃する
- 原則5 児童労働を実質的に廃止する
- 原則6 雇用および職業に関する差別を撤廃する
- 原則7 環境上の課題に対する予防的な取り組みを支持する
- 原則8 環境に対するより大きな責任を負うための取り組みを行う
- 原則9 環境に優しい技術の開発および普及を奨励する

その後、国連の中にグローバル・コンパクトを専門的に扱う部署として「グローバル・コンパクト事務所」が設置されたほか、グローバル・コンパクトのホームページが立ち上げられ、インターネット上で情報を提供する体制が整えられた。

グローバル・コンパクトを「コンパクト」という名にふさわしいものとしている要素は、事務総長のイニシアティブに賛同する企業が最高経営責任者（CEO）の名前で事務総長に書簡を送り、その中で9つの原則を遵守することを約束するという手続きである。

2000年7月の会合に参加していた企業のうちの50社は、事務総長のイニシアティブに賛同することを正式に表明したと言われる。

事務総長のイニシアティブに賛同する企業にとっては、9つの原則を遵守すること、グローバル・コンパクトを唱道すること、9つの原則のうちのいずれかについての自社の取り組み状況をグローバル・コンパクトのウェブサイト上で年に一回報告すること、政策レベル（たとえば、紛争地域における企業の役割に関する対話など）あるいは開発途上国での活動レベルのいずれかにおいて、国連とのパートナーシップ・プロジェクトに参加することが義務づけられた。

一方、事務総長のイニシアティブに賛同する労働団体やNGOなどの市民社会も、企業のパートナーとして認識されており、企業と同様、その団体の代表の名で事務総長に書簡を送り、支持を表明する手続きがある。しかし、グローバル・コンパクトを支持した労働団体や市民社会の側における義務は必ずしも明確にはされていない。強いて義務のようなものを挙げるとすれば、それは、グローバル・コンパクトの構築と進展を助けるとともに、具体的な活動の設計と実施についてのノウハウや支援を提供する役割を果たすぐらいのものであろうか。あるいは、企業活動の監視に重点を置いている市民社会側では、グローバル・コンパクト支持を表明した企業が9原則を遵守しているかどうかを監視することに自らの存在意義を見いだしているのかもしれないが、市民社会の監視は、公式にはグローバル・コンパクト参加団体の義務としては認識されているわけではない。

3. グローバル・コンパクトを支えるもの

参加企業および団体

2000年7月の会合の参加者らは、グローバル・コンパクトを支持する企業の数を3年以内に大規模な多国籍企業100社を含む1,000社にするという目標に合意していた。実際、2003年7月の時点では、なんとかこの目標を達成したようである。2003年10月現在では、1,200社に達している。特に、6月に開かれたエビアン・サミットでは企業の社会的責任が主要なテーマのひとつとなったこともあって、フランスのシラク大統領が先頭を切って国内企業のグローバル・コンパクト参加を呼びかけたと言われる。その甲斐あって、フランス企業は一挙に100社以上は参加した。そのほか、目立ったところではポーランド企業もその夏に100社を越える参加があった。

参加企業数が多い国は以下の通りである（2003年9月現在）。

フランス	180	スリランカ	31
ポーランド	176	パナマ	30
スペイン	126	カメルーン	26
フィリピン	93	ブルガリア	22
インド	87	イギリス	22
アメリカ	69	ドイツ	21
トルコ	36		

日本では、2001年1月、キッコーマン株式会社がはじめて参加したのを皮切りに、2003年1月までに9社が参加を表明した。リコー、アサヒビール、アマタ、ジャパンエナジー、屋久島電工、富士ゼロックス、国土環境、王子製紙の9社である。

企業以外の団体では、正確な数は不明であるが、現在までに200を越える団体が参加しているようである。財界団体では、国際商業会議所（ICC）、国際経営者連盟（IOE）、世界環境経済人協議会（WBCSD）、ビジネス・フォ・ソーシャル・レスポンシビリティ、コー円卓会議、カンファレンス・ボード、CSRヨーロッパなどが参加している。また、労働団体では、国際自由労連（ICFTU）、国際化学エネルギー鉱山一般労連（ICEM）、ユニオン・ネットワーク・インターナショナル（UNI）、労働組合諮問委員会（OECD-TUAC）などが参加している。

市民社会団体としてのグルーピングには、人権団体、環境団体、そのほかの団体が含まれる。

人権団体では、アムネスティ・インターナショナル、ヒューマン・ライツ・ウォッチ、「人権のための法律家委員会」などが、環境団体では、世界自然保護基金（WWF）、国際自然保護連合（IUCN）、世界資源研究所（WRI）、コンサーベーション・インターナショナル（CI）などである。

そのほかの団体としては、企業による適正な社会環境報告の促進を目指すグローバル・レポートイング・イニシアティブ（GRI）、世界的な腐敗防止に取り組むトランスペアレンシー・インターナショナル（TI）、社会的責任に関する政府と企業の共同を目指すコペンハーゲン・センター、国際アルコール政策センター（ICAP）などがある。

ネットワークとしてのグローバル・コンパクト

グローバル・コンパクトはネットワークであると言われる。それは、さまざまな社会的なアクターが関与するネットワークであり、その中核には、国連グローバル・コンパクト事務所のほか、国連人権高等弁務官事務所（UNOHCHR）、国連環境計画（UNEP）、国際労働機関（ILO）、国連開発計画（UNDP）、国連工業開発機関（UNIDO）という5つの国連専門機関が位置づけられている。

その中核部分の周りに、学術研究者、参加企業、財界団体、労働者団体、市民社会が位置し、そして一番外側に政府がくるというイメージ（図1）である。

2002年1月、グローバル・コンパクトに「諮問委員会」が設置され、最初の会合が開かれた。諮問委員会の役割は、グローバル・コンパクトの有効性を高めるためにはどのような参加基準を設ければよいかを検討すること、今後の戦略や方針について国連事務総長とそのスタッフに助言を行うことであるというが、そのほかにも、参加企業がグローバル・コンパクトの精神に沿った活動を行っていることを確かめるためにはどうすればよいか、あるいはそもそもどのような企業行動がグローバル・コンパクトの精神に反するか、といった問題を検討することになっているようである。2003年7月現在では、企業側から12名、労働、市民社会、学界から9名の委員が委嘱されている。

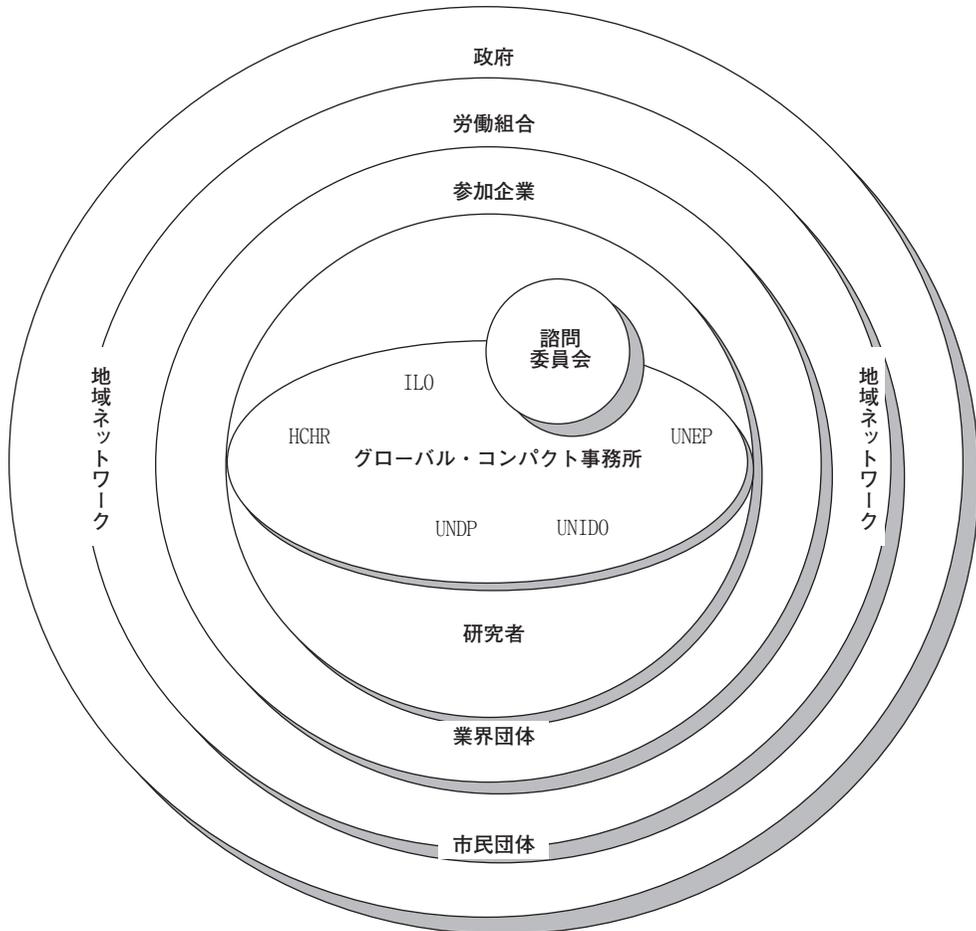


図1 グローバル・コンパクト・ネットワーク

(参照： <http://www.unglobalcompact.org/>)

理 念

グローバル・コンパクトとは、以上のように多様な行動主体（アクター）が関わるネットワークそのものであり、またネットワークを通じた活動そのものであると言える。では、そこでそのネットワークはどのような理念の下に運営されているのか、あるいは機能しているのか。この点をもう一度、確認しておこう。

グローバル・コンパクト事務所が出している文書によれば、グローバル・コンパクトとは、「規制手段や行動規範ではない。組織的な学習を促進するために考案された価値を基盤としたプラットフォームなのである。グローバル・コンパクトは、普遍的原則に基づいた望ましい実践とはどのようなものなのかを明確にし、それを広めていくために透明性と対話の力を利用する。」

また、次のようにも表現されている。「グローバル・コンパクトは、企業のそれぞれの活動領域において9原則に基づいた行動をとることを要求している。」「グローバル・コンパクトは企業

による望ましい実践を促進するものであるが、企業に認証を与えるものではない。」

グローバル・コンパクトを運営する側が用いる表現としてはこのような形になるのはやむをえないであろう。しかしながら、本稿で述べてきたことを含めて、いまし客観的にグローバル・コンパクトとは何であるかを捉えようとした場合、それを次のように表現することがおそらく許されるのではないだろうか。すなわち、グローバル・コンパクトとは、近年、関心が高まりつつある「企業の社会的責任」(CSR: Corporate Social Responsibility)を促進する、国連主導のひとつの枠組みにほかならないということである。ジョン・ラギーが述べている*ように、グローバル・コンパクトは、国連が中心になって展開しようとする、「グローバルな企業の社会的責任を推し進めることを意図したイニシアティブ」であると言ってよいのであろう。グローバル・コンパクトのある文書には、「グローバル・コンパクトは持続可能な発展と良き企業市民性を促進する枠組みである」という表現が使われているが、企業にとっても、一般にとっても、こうした表現がもっともわかりやすいかもしれない。

* John Gerald Ruggie, “The Theory and Practice of Learning Networks : Corporate Social Responsibility and the Global Compact,” 5 *Journal of Corporate Citizenship* (Spring, 2002)

実施メカニズム

グローバル・コンパクトの中核的理念が「企業の社会的責任」であるとしても、それをどのように企業経営の中に取り込むかは、また別の課題である。言い換えれば、9原則の内容を企業がどのように自身の経営の中に取り込んでいくかということに関して、グローバル・コンパクト自体はどのような工夫を用意しているかということでもある。

この点に関しては、グローバル・コンパクトでは、4つの実施メカニズムが用意されている。すなわち、「対話」、「ラーニング」、「地域ネットワーク」、「プロジェクト・パートナーシップ」の4つである。

「政策対話」は、毎年、グローバル・コンパクト関連で、グローバルイニシアティブ、CSRに関連した具体的なテーマを組んだ会議が招集され、そこで、企業、国連諸機関、労働組合団体、NGOなどが、現代の問題の解決について知恵を出し合う場である。これまでには、「紛争地帯における民間セクターの役割」、「企業と持続可能な発展」といったテーマで会合が持たれた。

「ラーニング」とは、参加企業がグローバル・コンパクトのウェブサイト上で自社の実践活動の事例を報告し情報を共有することを意味する。参加企業はそうした情報の共有を奨励されているが、参加企業が経験を共有する意味は、他企業の事例や取り組み内容を学習することによって自社の実践改善に役立てようとするところにある。グローバル・コンパクトのウェブサイトが、企業にとっての「学習の場」になるというわけである。

「地域ネットワーク」とは、国レベル、地域レベルでネットワーク構造を構築することを意味する。その狙いは、9原則の実施、情報や学習の共有、企業の参加促進、パートナーシップ・プ

プロジェクトの実施などとして説明されているが、本当の狙いはもっと別のところにあるように思われる。グローバルな対話ではどうしても特定の言語が利用され、十分なコミュニケーションができない。その弊害を乗り越えるためには文化と言語を共有した一定地域で情報交換を進めるということが最も効率的である。「地域ネットワーク」とはそうした意味で、グローバルな対話、情報交換、学習システムの下位に位置づけられるサブシステムであると考えてよいであろう。

「パートナーシップ・プロジェクト」は、国連機関やNGOとの間で具体的なプロジェクトを計画し、それを実施していくプロセスを指す。具体的なテーマの中には、たとえば、HIV感染、児童労働、職場における差別、環境保護の実践といったものが含まれる。

ところで、以上の4つについては、グローバル・コンパクト事務局が出している文書によって表現がまちまちであったり、若干の混乱が見られたりもする。その理由のひとつは、実際のところ、この4つは、グローバル・コンパクトの運用の現場では明確に分化された形で表出しているとは限らないからである。たとえば、2002年から毎年定例的に開かれている「ラーニング・フォーラム」の会議は、さまざまな主体が一堂に会し、情報を交換し、討議する「政策対話」の場であると同時に、参加企業の実践から学ぶ「ラーニング」の場でもあり、また具体的なパートナーシップ・プロジェクトを企画する機会にもなるのである。

いずれにしても、こうしたメカニズムを通じて、企業と国連諸機関、市民社会との間のパートナーシップが促進され、あるいは国連の目的に合致するような方向に企業活動を誘導していくことが期待されているのである。

4. グローバル・コンパクトの課題

グローバル・コンパクトはいろいろな側面があるため、その全体像を的確に捉えることは容易ではないし、また、それができたとしてもそれを的確に表現することができることも限らない。本稿で示しているグローバル・コンパクト像は、あくまで筆者の視点からアプローチしたものであって、これが正しいグローバル・コンパクト像として描かれているかどうか保証はない。

若干の留保はあるにしてもグローバル・コンパクトを以上のようなものとして描いた場合、どこにどのような問題があるのであろうか。現時点で筆者が気づいたいくつかの問題を取り上げて議論してみることにするが、決して網羅的な考察ではないことをあらかじめお断りしておかなければならない。

手続き上の問題

委員会の権限等については、明示的な規定がないため、何をどこまで、どう処理できるのか、必ずしもはっきりしていない。「グローバル・コンパクトはネットワークであり、組織ではない」と言ってしまうえばそれまでである。確かに、理事会のような意思決定機関もなければ、メンバーのそれぞれが投票権を持つような全体会議があるわけでもない。そのため、意思決定がどこで、どのようになされるのか、といった手続き上のルールがはっきりしていない。

諮問委員会の設置は、部分的には手続き的ルールの不備を補う側面があろう。しかし、諮問委員会にどこまでそのような権限が与えられているのかは、はっきりしない。実際、手続き上の問題はいくつか発生している。たとえば、諮問委員会は、2002年1月、参加企業の報告義務について変更を加えた。当初は、年1回、グローバル・コンパクトのホームページ上で、自社の取り組みについて報告することになっていたが、これを自社の事業報告書または自社のホームページで年一回報告するという形に変更したのである。この時の変更に伴って、実は、すでに参加していた企業側にはグローバル・コンパクト事務所から直接、9原則のすべてについてどのような取り組みをしているかを報告するようにとの指示が出されたのである。おそらくこの部分については、参加企業各社から問い合わせが相次いだのであろう。後にこの部分は訂正されたようで（以前の文書の内容を撤回する正式な文書が出されたわけではない）、従前のように9原則のいずれかについて報告すればよいということになった。

グローバル・コンパクトのサイトではなくて、自社のサイトで報告することができれば、参加企業にとっては負担が軽減されるわけであり、そうした恩恵がもたらされるのであれば、参加企業の中から苦情は出ないであろう。しかし、負担増に結びつくような変更には企業は反対することは目に見えている。9原則の全部について報告しなければならないとなると、企業から「以前と約束が違う」といった声が出たのも当然である。

この種の問題は、約款や定款に基づいて運営されている組織であれば、理事会であれ、取締役会であれ、意思決定機関がその種の取り決めをすることがあらかじめ決められているはずである。グローバル・コンパクトの場合には、その種の取り決め（定款）がないので、手続き的な問題が今後も発生してくることが予想される。

第10番目の原則

グローバル・コンパクトは企業が遵守を求められる9原則を中心としているが、これにさらにもうひとつ原則を加えようという動きがある。実際、2002年12月にベルリンで開催された第2回国連グローバル・コンパクト・ラーニング・フォーラム年次大会における分科会のテーマのひとつに「グローバル・コンパクトの第10原則の是非」が含まれ、議論が行われた。そのときの具体的な第10番目の原則は、「トランスペアレンシー（透明性）、アカウントビリティ（説明責任）、インテグリティ（誠実さ）」であった。

この原則の提案は、腐敗防止の世界的なNGOである「トランスペアレンシー・インタナショナル」から出されたものであるが、少なくとも大会では参加者から一定の支持を得ていたように思われる。

「トランスペアレンシー、アカウントビリティ、インテグリティ」といった要素を第10番目の原則に追加することの意味は、エンロン、ワールドコムといった事件に象徴されるような企業腐敗を防止するため、あるいは外国公務員への贈賄慣行を防止するための取り組みを企業に求めるということにある。

確かに、「トランスペアレンシー、アカウンタビリティ、インテグリティ」の要素をグローバル・コンパクトの中に盛り込めば、いわゆる企業倫理として議論されてきたことのかかなりの要素が盛り込まれることになるであろう。しかし、問題はその手続きであり、その影響である。

手続き的には、おそらく諮問委員会が原則の追加的導入を決定する可能性が高い。しかし、そうした規定はどこにもない。手続き的規定がないことは、その手続きの実施を妨げることにならないかもしれないが、慣行を積み上げるひとつの実績になることは間違いない。こうして、諮問委員会の権限が徐々に確立されていくことになるのである。

実際、2004年に開催される諮問委員会による決定を受けて、これが10番目の原則になる可能性があると思われる。仮にそうなった場合、すでに参加していた企業に対しても当然、この原則が適用されることになる。そうすると、当初参加した時の条件とは異なるとして反発する企業も中には出てくる可能性がある。参加企業の中からそうした反対の声は出しにくいとしても、企業にとっては一般的にハードルが高くなる以上、1200社もある参加企業の中には、特にトランスペアレンシーの要求をクリアできない企業がかなりあると予想される。また、それが高いハードルであると受け止められるならば、今度は新規の参加企業を抑制する要因にもなる。低いハードルであると認識されれば、それを要求すること自体の意味が問われるということにもなる。

いずれにしても、第10番目の原則が追加導入されることには、グローバル・コンパクトのこれまでの枠組みに大きな影響を与えずにはおかないであろう。

情報の量と質

グローバル・コンパクトの運用に関わる問題点を事細かに指摘するつもりはないが、全体的なことにも関わるので、ラーニング・フォーラムの運営に関する具体的な問題をひとつだけ指摘しておきたい。

すでに述べたように、「ラーニング」はグローバル・コンパクトの実施メカニズムのひとつとして位置づけられている。9原則に関連する企業実践を報告し学習する場としては、グローバル・コンパクトのウェブサイトがあるが、毎年開かれるラーニング・フォーラムの年次大会もそうした実践的学習の場となりうる。

こうした場に提供される情報については、質と量の面でそれぞれ適正かどうかを判断する必要があるように思われるが、実際にはほとんど対策がとられていない。たとえば、量の面については次のような問題がある。グローバル・コンパクトのポータルサイトから「ラーニング」または「事例」(Examples)のサイトに入っていくと、参加企業の事例やケース・スタディに行き着く。ここには、数百の事業の事例がアルファベット順に並べられており、国名や企業名、業種などで検索して、具体的なケースや事例を見ることができる。2002年12月当時で、約80企業のケースや事例がサイト上に公表されていた。その時点でさえ、すべてのケースを閲覧した者はサイト運営者を除けばほとんどいなかったのではないと思われるほどの情報量であったが、それが、1年間足らずの間に数倍に膨れ上がったのである。利用者にとって利用しやすい環境という意味にお

ける適正な規模をとうに越えているように思われるのである。

それだけの情報が集積されると質の面でも提供される情報の質についても問題が発生しないわけではない。学術研究者が参加して寄稿する「ビジネス・ケース・スタディ」と呼ばれるサンプルは、あらかじめ指針（Business Case Studies : Research Guidelines）が提示されており、それにしたがって作成される。そのため、一定の質は確保されてはいるが、それでも、対象となる企業そのものの規模、業種、性格、あるいはそうしたものを含めた多様性があることに加えて、作成者のアプローチ、学問的経歴、文化的な背景の違いなどが重なって、質的にもかなり差があるという思いを禁じえない。

参加各企業の取り組み情報は提供されるだけで、ほとんどその先は加工されることがない。一定のスクリーニングを受けることもない。雑多な情報が氾濫するサイトにアクセスした者にとっては、いったいどれが「ベスト・プラクティス」で、どれがそうでないのかの見分けがつかない。大量の情報が蓄積されるという点では研究者にとって利用価値は高まるにちがいない。しかし、それは、少なくとも企業関係者にとっては利用しやすい状況であるとは言えないであろう。

署名の意味

国連事務総長宛ての書簡の中で、企業が9原則遵守を含むグローバル・コンパクト・イニシアティブへのコミットメントを表明し署名することの意味については、必ずしも深く検討されてきているわけではない。コミットメントの表明が参加企業にとって、国連ないし国連事務総長との間における一種の契約的意味合いを有するのか、あるいは社会一般に対する契約を意味するのか。「コンパクト」という言葉は、英語でも、法律上の契約と紳士協定の間の比較的緩やかな契約を意味するようであるが、この考え方からすれば、違約があっても許されるということになるのかどうか。このあたりのことは明確にされてきていない。

グローバル・コンパクト事務所によれば、グローバル・コンパクトのための「署名」は存在せず、また、参加企業は「署名者」ではないという。筆者自身は、契約よりもむしろ、9原則へのコミットメントについて参加企業が社会に対して行う「誓約」(pledge)に近いものではないかと考えているが、グローバル・コンパクト事務所が出している、グローバル・コンパクトに関する質問事項に対する解答文書の中では、「書簡はグローバル・コンパクトへの完全な参加に向けた第一歩であるが、具体的な行動基準と関連した拘束力ある誓約ではない」と説明されているにとどまる。

もっとも、少なくとも法的な契約としての効果を持つものでないことについては、グローバル・コンパクト関係者の間でも合意があるように思われる。しかし、かく言うことは、9原則に違反することが許容されることを意味するものではない。では、許容されるべきでないとすれば、それはなぜなのか。制裁が加えられなくても遵守すべきルールとはどのような性質を付与されたルールなのか。

ある規範が破られた場合に、違反者に対して制裁が加えられるのは、規範そのものの性質とい

うよりも、むしろ違反に対する制裁発動システムの有無の問題であろう。言い換えれば、権限ある当局が違反に対する制裁を実施する別の規範体系が存在するかどうかの問題であって、規範そのものの性質とは切り離して考えることもできるのである。

グローバル・コンパクトが発足した当初、一部の NGO はグローバル・コンパクトには9原則に違反した企業に制裁を加えるメカニズムが存在しない点を批判していた。確かに、グローバル・コンパクトのシステムにはそうした制裁メカニズムが十分に整っていない。しかし、だからといって法的制裁のような形で企業行動を規制することが果たしてCSRの中核的意味と両立しうるかどうか疑問視せざるを得ない。

参加企業には、9原則の遵守が要求されるほかにも、自社の取り組みを毎年公表することも義務付けられている。しかしながら、どれだけの参加企業がこの簡単な義務を履行しているのだろうか。参加企業が1200社を越えるまでになった現在、その内容はおそらくどこでも把握しきれていないであろう。かなりの数の企業がその内容を守っていないことは予測がつく。グローバル・コンパクトのサイトに事例を出すことになっているが、事例が出ていない企業が相当数に上っているからである。グローバル・コンパクトに参加しただけで、その義務を果たさない企業が今後とも増えるとすれば、どのような対策を講じるべきか。いわゆる「フリー・ライド」(ただ乗り)の問題は早晚問題になってくるに違いない。

5. おわりに

2002年12月、ベルリンで開催されたグローバル・コンパクト・ラーニング・フォーラムの年次大会に出席した際、グローバル・コンパクト事務所の最高責任者のゲオルク＝ケルがスピーチの中で、グローバル・コンパクトは形成途上の段階 (formative stage) にあることを盛んに強調していたことを思い出す。それを聞いたとき、ひょっとするとグローバル・コンパクトは永遠に形成途上にあるのではないか、あるいはそう運命付けられているのではないか、ふとそんな思いが心をよぎった。その後の懇親会の席で私は直接、ケルに問いかけた。「そんなことはない。3年後には完成する。」ケルがそう答えたのを覚えている。

グローバル・コンパクト・イニシアティブはひとつの運動であると捉えることができる。崇高な理念の下で推進されている運動であることは間違いない。しかし、これが数年後、数十年後にどのような具体的な成果が出され、どのような形をとるにいたっているのか、そのあたりのことは少しも見えてこない。そのため、いつまでたっても形成途上にあるかのような印象を拭えないのである。

そのような印象を受けるひとつの原因は、グローバル・コンパクト・イニシアティブの壮大な広がりであり、また、そこに多様な主体が参加し関与しているところにある。ある意味では、それは、参加主体のコミットメントがあってはじめて成り立つものであるとも言ってもよいだろう。コミットメントがなければすぐに崩壊してしまう。国連グローバル・コンパクトは、そうした危うさの上に築かれようとしているという側面は否めない。

このように言ってしまうと、グローバル・コンパクトが欠陥を抱えているかのように受け止められるかもしれない。しかし、各種行動主体のコミットメントがなければすぐに崩壊してしまう危うさを抱えているのは、グローバル社会であるということをわれわれはもういちど認識しなおす必要がある。

効率性のみを追求する時代は終わりを迎えつつある。公正な社会を実現するためには、経済合理性の観点からすれば非効率に思われるようなことであってもそれにコミットしなければならないことがある。グローバル社会においても、公正を実現しようとするためには効率性の追求だけでは十分でない。とりわけ、グローバル市場、グローバリゼーションの恩恵を受けている企業の社会的なコミットメントなしには、グローバル社会において公正を実現することはできないのである。国連グローバル・コンパクトは、その種のコミットメントが必要であることをわれわれに思い起こさせてくれる。

(平成15年11月4日脱稿)

付記：本稿脱稿後の12月、国連広報センターが「国連グローバル・コンパクト・ジャパン」を正式に立ち上げた。「国連グローバル・コンパクト・ジャパン」発足を機に参加する企業が増えることを期待してやまない。